

2025年9月12日

株式会社フルブラ
企画・開発部



ポジティブリスト制度に関する自己宣言書

拝啓 貴社益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、改正食品衛生法に基づき、弊社製品の適合情報を下記の通りご報告申し上げます。

敬具

記

次の製品について、以下の適合性を確認しております。

対象製品名

品目： No.307 ジェットオイラー ミシン型 35mL

確認内容

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条の規定に基づき制定された「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 3 の A の 8 に従い、別表第 1（ポジティブリスト）に記載[1]された原材料が使用されていること。

尚、当製品は同じく告示第 370 号の第 3 の D の 2 の(1)一般規格、および同(2)の個別規格の当該部分を満たしていること。

以上

[1] 「別表第 1」における“記載”とは、以下のケースに該当しているものです。

(1) 2020年4月28日に告示された「別表第 1」への記載のほか、法第18条3項ただし書きの適用や、色材の包括的管理等を含む、いわゆるポジティブリスト制度に適合していること。